

監理団体 代表者 各位
実習実施者 各位

技能実習生に教育訓練を行う際の技能実習実施困難時届出書の提出について
(雇用調整助成金の緊急対応期間の延長に伴う取扱期間の延長)

日頃から、技能実習制度の適正な運営につきまして御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

機構 HP 掲載の「雇用調整助成金を活用して外国人技能実習生の雇用維持に努めてください」のとおり、雇用調整助成金の特例により令和2年4月1日から令和3年11月30日までの間、経営上・事業上の理由により技能実習を継続することが困難となったとして技能実習実施困難時届出書を提出した実習実施者が外国人技能実習生に教育訓練を行う場合、雇用調整助成金の支給対象となります。

つきましては、外国人技能実習生に教育訓練を行うことを前提として技能実習実施困難時届出書を提出する場合は、以下のとおりとしていただきますようお願いいたします。

➤ **技能実習実施困難時届出書提出時**

困難時届出書の「上記事由の概要」欄に「〇月〇日及び〇月〇日に教育訓練を受講させる予定」等記載すること。

※受講の都度の提出ではなく、複数の受講日をまとめて記載し提出して差し支えありません。

※教育訓練の受講後に技能実習計画軽微変更届出書等の提出は不要です。

➤ **教育訓練の受講日等を変更する場合**

変更内容を記載した疎明資料（様式は任意）を、技能実習実施困難時届出書を提出した地方事務所・支所に提出すること。

※ 本取扱いは、令和3年11月30日までの取扱いとなります。

※ 本取扱いに関するお問合せは、技能実習困難時届出書を提出する地方事務所・支所認定課までお願いいたします。

※ 雇用調整助成金の要件等、雇用調整助成金制度に関するお問合せは、お近くの都道府県労働局・ハローワークまでお願いいたします。